

(写)

事 務 連 絡  
令和4年12月22日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和5年度使用教科書に係る音声教材の需要数調査結果について

令和4年7月28日付け事務連絡にて依頼した標記調査について、御協力いただきありがとうございます。別添のとおり調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。追って、文部科学省ホームページにも調査結果を掲載します。

本調査は、音声教材を必要とする児童生徒の把握を行うとともに、これらの児童生徒に音声教材が安定的に供給できるよう、平成28年度から実施しているものです。

本調査結果を踏まえ、引き続き音声教材を必要とする児童生徒の的確な把握に努めていただくとともに、一層の音声教材の普及促進にご協力くださいますようお願いいたします。

音声教材の提供を希望する場合は、音声教材の製作団体へ申請を行うことが必要です。申請方法等については、各団体のホームページをご確認ください。

※別紙に記載の6団体は、令和4年度において文部科学省委託事業を受託している団体であり、令和5年度以降の受託団体は未定です。

また、年度途中等であっても随時申請が可能ですので、今後、学校等から音声教材に関する問合せ等があった場合は、別紙の音声教材製作団体を案内するなどの情報提供をお願いします。また、文部科学省のホームページにおいても、音声教材の説明動画等を掲載するなど情報提供を行っておりますので、御活用ください。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校現場においても「合理的配慮」が求められているところです。学校における音声教材の利用についても、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の

普及の促進等に関する法律」の趣旨に鑑み、障害等のある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう、御配慮をお願いします。

○参考：文部科学省HP 音声教材関連掲載ページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm)

「音声教材普及推進会議」における説明動画・資料や、音声教材に関する Q&A 等を掲載しています。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科用特定図書普及促進係 嘉村、鈴木

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 4743)

Mail : kyokasyo@mext.go.jp